

「Safework 石見」ロゴマーク使用取扱規定

令和3年5月20日制定

(趣旨)

第1条 この規定は、「Safework 石見」ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用できる者)

第2条 労働災害のない安全・安心な職場づくりの実現等に向けた取組などを目的とする場合に限り、何人もロゴマークを使用することができる。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- 一 島根労働局の品位を傷つけ又は傷つけるおそれのあるとき。
- 二 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する又は使用するおそれのあるとき。
- 三 労働関係法令及びその他各種法令又は公序良俗に反し又は反するおそれのあるとき。
- 四 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え又は与えるおそれのあるとき。
- 五 暴力団、暴力団員またはそれらと社会的に非難されるべき関係を有しているおそれがあるとき。
- 六 その他その使用が著しく不相当であるとき。

(違反等に対する取扱い)

第3条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、その他この規定に違反したときは、浜田労働基準監督署長はその使用の差止めの請求又は必要な指示等(以下「請求等」という。)を行う。その場合、使用者は直ちに、その請求等に従わなければならない。

(補則)

第4条 この規定に定めるものの他ロゴマークの取扱いに係る必要な事項は、浜田労働基準監督署長が別に定める。

附則

この規定は、令和3年5月20日より施行する。

浜田労働基準監督署長